

お知らせ

国民健康保険証・限度額適用認定証等を更新します

令和6年8月1日から国民健康保険被保険者証(保険証)・限度額適用認定証等が新しくなります。

国民健康保険証	
新しい保険証の有効期限	原則として、令和7年7月31日
新しい保険証の更新	7月中旬に世帯主あてに郵送します。8月以降は、新しい保険証を提示してください。
その他	有効期限の切れた保険証は、ハサミなどで細断して破棄してください。
社会保険等に加入したとき	国民健康保険の脱退手続きが必要です。下記を持参のうえ、医療保険課または各支所で手続きをしてください。 ・国民健康保険の保険証 ・新しい社会保険等の保険証 ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの

限度額適用認定証等の更新

8月以降も「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が必要な場合は、再度申請を行ってください。

【更新の申請方法】

届いた新しい保険証を持参のうえ、医療保険課または各支所で手続きをしてください。
・住民税非課税世帯の方で過去12か月の入院日数が91日以上の場合、入院期間を確認できる書類(領収書等)も持参してください。
・更新した限度額適用認定証等有効となるのは申請した月の1日からです。
・70歳以上の方は、限度額適用認定証等の交付が必要のない場合があります。事前に医療保険課へお問い合わせください。
・郵送での手続きを希望される場合は、医療保険課へご連絡ください。

【マイナンバーカードの保険証をご利用ください】

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

後期高齢者医療保険証を更新します

令和6年8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります。

新しい保険証の有効期限	原則として、令和7年7月31日
新しい保険証の更新	7月中旬に郵送します。8月以降は、新しい保険証を提示してください。
その他	有効期限の切れた保険証は、ハサミ等で細断して破棄してください。
【「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」が郵送される方】 ・令和5年度と令和6年度どちらも世帯全員が住民税非課税の方	
【「保険証」と「限度額適用認定証」が郵送される方】 次のいずれにも該当する方 ・同一世帯に住民税課税所得145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方(一部負担金割合が3割となります。) ・令和5年度に「限度額適用認定証」の交付を受けている方	
【「保険証」のみ郵送される方】 上記のいずれにも該当しない方	

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線166

国民年金保険料の免除等ができる制度があります

経済的な理由等で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料を納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

【令和6年度分(令和6年7月分～令和7年6月分)の免除等の受付】

受付開始日	令和6年7月1日
申請方法	市役所医療保険課または水戸北年金事務所国民年金課で手続きをしてください。
その他	令和6年度分以外でも、申請時点の2年1か月前の月分まで、さかのぼって申請できます。申請を忘れていた期間のある方もご相談ください。

問 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線165・166

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線163
日本年金機構水戸北年金事務所国民年金課
☎029-231-2283 (音声案内：②→②)